

◎地域自然資産区域における自然環境

の保全及び持続可能な利用の推進に

関する法律

(平成二六年六月二五日法律第八五号)(衆)

一、提案理由(平成二六年六月一〇日・衆議院本会議)

○伊藤信太郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、都道府県または市町村が、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であつて、当該事業を実施する区域内への立ち入りについて、当該区域内に立ち入る者か

ら收受する料金をその経費に充てるものを地域自然環境保全等事業とすることとしております。

第二に、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域を地域自然資産区域とすることとしております。

第三に、都道府県または市町村は、当該都道府県または市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画を作成することができることとし、この地域計画を作成しようとする都道府県または市町村は、地域計画の作成に関する協議及び地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る六日の環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることとしたものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成二六年六月一八日)

○佐藤信秋君 たいいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

す。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものであります。

その内容は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定め、地域計画に基づく事業又は活動の実施について自然公園法等の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の対象となる地域及び団体、入域料の徴収に関する課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の市田理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。